

医療機関の皆さまへ

横浜市保健所長 豊澤 隆弘

エボラ出血熱及び中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生を想定した対応について（依頼）

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

このたび、厚生労働省健康局結核感染症課から**エボラ出血熱疑似症患者の定義の変更**等について通知があったことを受け、横浜市においても、エボラ出血熱及び中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生を想定した対応を変更することといたしますので、よろしくお願い申し上げます。

1. エボラ出血熱疑似症患者の定義の変更について

エボラ出血熱疑似症患者の定義に、患者等との接触歴が追加されました。

<定義> 38℃以上の発熱又はエボラ出血熱を疑う**その他の臨床症状（嘔吐、下痢、食思不振、全身倦怠感等）**を有し、かつ、**エボラ出血熱患者又はエボラ出血熱発生時地域由来のコウモリ、霊長類等との接触歴がある者**

2. 中東呼吸器症候群（MERS）について

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の新規患者は7月5日以降確認されず、我が国への感染拡大の懸念が極めて低くなったと考えられるとして、検疫におけるMERSの対象国から韓国が除外されました。なお、サウジアラビア等の中東諸国においては流行が続いています。

3. エボラ出血熱又は中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生を想定した対応について

エボラ出血熱の感染が疑われる場合の対応については別紙1を、MERSの感染が疑われる場合の対応については別紙2をご確認ください。

引き続き、これらに該当する患者を診察した際には、横浜市保健所までご連絡ください。

（参考）厚生労働省ホームページ

- ・エボラ出血熱 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>
- ・MERS <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers.html>

担 当：横浜市健康安全課危機管理担当

電 話：671-2463 FAX：641-6074

E-mail：kf-kenkoukiki@city.yokohama.jp

エボラ出血熱の感染が疑われる場合の対応について

平成27年9月25日

横浜市保健所

1 診察時の感染対策の徹底

エボラ出血熱疑い患者を診察する際には、標準予防策を基本とした感染対策の徹底をお願いします。

特に患者が嘔吐症状を呈する場合には、接触感染及び飛沫感染対策が必要となります。

- * 「エボラ出血熱に対する個人防護具（暫定版）医療従事者に関する個人防護具ガイドライン」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金 新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業「一類感染症の患者発生時に備えた治療・診断・感染管理等に関する研究」班）参照。

2 渡航歴の確認

発熱等の症状を呈する者には、必ず過去1か月間の渡航歴を確認していただきますようお願いいたします。

- * エボラ出血熱の潜伏期間は2～21日（通常7～10日）です。

3 エボラ出血熱疑似症患者の定義

次の（1）及び（2）に該当する患者を診察した結果、エボラ出血熱が疑われると判断した場合、エボラ出血熱の疑似症患者として取り扱い、直ちに保健所に連絡をお願いします。

（1）エボラ出血熱疑似症患者を疑う症状（次のア又はイ）

ア **38℃以上の発熱**

イ **エボラ出血熱を疑うその他の臨床症状（嘔吐、下痢、食思不振、全身倦怠感等）**

（2）エボラ出血熱患者等との接触歴のある者（次のア又はイ）

ア 21日以内にエボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐瀉物、排泄物など）との接触歴（感染予防策の有無を問わない。）がある。

イ 21日以内にエボラ出血熱発生地域*由来のコウモリ、霊長類等に直接手で接触するなどの接触歴がある

- * ギニア、シエラレオネ、リベリア、ウガンダ、スーダン、ガボン、コートジボワール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国

エボラ出血熱が疑われる患者を診察した時、もしくは電話の問い合わせがあった場合には、下記連絡先までご連絡ください。

【連絡先】横浜市保健所 健康安全課 健康危機管理担当
電話：671-2463（平日8:30～17:15）
664-7293（上記時間外：緊急通報ダイヤル）
FAX：641-6074

- * その際には、感染症法に基づき保健所長が第一種感染症指定医療機関である横浜市立市民病院へ入院勧告を行うこととなります。
- * 移送までの間、患者は、他の者との接触をできる限り避けて待機をお願いします。
- * 上記に当てはまる患者からの電話の問い合わせがあった場合は、自宅待機を要請し、健康福祉局健康安全課へ連絡をお願いします。
- * 移送や受診等については、保健所が対応します。

（参考）厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>

中東呼吸器症候群(MERS)の感染が疑われる場合の対応について

平成 27 年 9 月 25 日

横浜市保健所

1 院内感染対策の徹底

本年 5 月に韓国において発生した MERS の輸入症例では、明らかな接触歴がなかったこと等から診断が遅れたことや、医療機関における院内感染対策の不徹底等により、医療従事者等への二次感染が広がりました。本疾患が疑われる患者の診察時には**標準予防策及び飛沫感染予防策を徹底**していただきますようお願いいたします。

2 MERS の感染が疑われる患者（情報提供を求める患者の要件）について

患者がア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、MERS への感染が疑われますので、**保健所まで情報提供・相談**をお願いします。

ア. 38 度以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状 を呈し、臨床的又は放射線学的に 実質性肺病変 （例：肺炎又は ARDS）が疑われる者	発症前 14 日以内に 対象地域 （※）に 渡航又は居住 していたもの ※対象地域：アラビア半島又はその周辺諸国
イ. 発熱を伴う急性呼吸器症状 （軽症の場合を含む。）を呈する者	発症前 14 日以内に 対象地域 において、 ・ 医療機関を受診又は訪問 したもの ・ MERS であることが確定した者との 接触歴 があるもの ・ ヒトコブラクダとの濃厚接触歴 があるもの
ウ. 発熱又は急性呼吸器症状 （軽症の場合を含む。）を呈する者	発症前 14 日以内に、対象地域か否かを問わず ・ MERS が疑われる患者を診察、看護又は介護 していたもの ・ MERS が疑われる患者と同居 （当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。）していたもの ・ MERS が疑われる患者の気道分泌液又は体液等の汚染物質に直接触れたもの

注) MERS 患者発生が報告されている中東諸国（2015 年 9 月 18 日現在）

アラブ首長国連邦、イエメン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、ヨルダン

各医療機関において、**MERS の感染が疑われる患者を診察した際には、直ちに下記連絡先まで御連絡をいただきますようお願いいたします。**

【連絡先】横浜市保健所 健康安全課 健康危機管理担当

電話：6 7 1－2 4 6 3（平日 8:30～17:15）

6 6 4－7 2 9 3（上記時間外：緊急通報ダイヤル）

（参考）厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers.html>